

西原町産後ケア事業利用ガイド



妊娠 32 週以降から申請可能です！

※ただし、利用決定は出産後となります。

西原町と委託契約している医療機関及び助産所で、助産師や保健師、看護師等の専門スタッフから、からだところ・育児のサポートを受けることができます。

内容

・母親への心身ケア

母親の健康管理や産後の生活のアドバイス、乳房のケアやトラブルについての相談、授乳方法の指導

・育児のサポート

沐浴や乳児のスキンケアなどの育児技術の指導、発育・発達に関すること

※入院とは異なりますので、育児や身の回りのことはできる限りご自身で行っていただきます。

※保育や家事のサービスではありません。

※産後ケア事業利用時における母のみの外出は認めません。

ご利用できる方

西原町に住所がある出産後 1 年未満の母親と乳児

※ショートステイ（宿泊型）については、受け入れ機関によって対象月齢、対象が異なります。

※ただし、利用の適否については審査があります。

産後ケア事業を利用するには

- ①窓口にて申請書記入・子育てプラン作成 必ず、母子健康手帳をお持ちください。
- ②地区担当によるアセスメント（訪問や電話、窓口で状況を伺います。） ※所要時間は 40 分程度です。
- ③利用決定の審査、利用決定、通知 ※個人情報 は産後ケア事業以外には利用しません。
- ④申請者にて委託事業者へ予約 ※ 実施施設の混み具合によっては、ご希望に添えない場合もあります。
- ⑤利用

ご利用上の注意

- ・短期入所やデイサービス型 6 時間で提供される食事代は自己負担となります。
- 短期入所型、デイサービス型は、お母さんと赤ちゃんと一緒にご利用ください。お母さんのみの外出は認めません。
- 短期入所型、デイサービス型は、上のお子さんと一緒にご利用いただけません。
- 予約後、利用のキャンセルをする場合は、速やかに施設へ連絡してください。利用日の前々日（各施設の休業日にご注意下さい）の午後 5 時までにご連絡がない場合は、キャンセル料が発生し、サービスを一回利用したとみなします。
- 利用承認された利用期間や利用可能泊（回）数を超えて利用した場合は、全額自己負担での利用となります。
- 西原町を転出後に、「西原町産後ケア事業利用決定通知書兼利用券」を使用した場合は、利用料全額（委託基準額）を請求します。
- 施設までの交通費は自己負担となります。
- 産後ケア事業の利用後、問題が改善されたのか、共に考えるため保健師との面談を行います。
- ・妊娠 32 週以降から申請が可能ですが、利用の決定は出産の約 2 週間後となります。

西原町産後ケア委託事業所

施設名	住所	電話	サービスの種別			サービス提供可能日・対象月齢など
			短期 入所	3H	6H	
ゆいクリニック	沖縄市登川 2444-3	098-989-3801	○	○	○	月～土。 短期入所：6 か月未満。双子不可。 通所：双子は要相談。 短期入所・通所ともに母子同室。
助産院パピヨン	宜野湾市 真栄原 3 丁 目 13-21	090-1949- 4113	○		○	短期入所：火・金 →6 か月以降は6 か月未満に当院利用 のある方のみ。母子分離が難しい場合 は母子同室となる場合あり。 通所：水・木・金 1 歳未満。 多胎可。
イジュの花助産院	宜野湾市 長田 2 丁目 7 番 6-4 号	070-8467- 0542	○	○	○	短期入所：金・土。生後 7 か月未満。 通所（3H）：月～金、1 歳未満。 通所（6H）：月～金、祝祭日。1 歳未 満。
母子未来センター	沖縄市中央 4-15-12	098-938-1103		○	○	月～金。土は要相談。 通所（3H）：1 歳未満。 通所（6H）：生後 4 か月未満。
かみや母と子のク リニック	糸満市字阿 波根 1552-2	098-995-3511	○	○	○	短期入所：金のみ。生後 7 か月まで。 通所：月～土。双子可。
バークレーレディ ースクリニック	浦添市当山 2-2-11-5F	098-873-1135	○		○	生後 3 か月未満。双子不可。
うえむら病院	中城村字南 上原 803-3	098-895-3535	○		○	利用開始は月～水・金・土（連泊は可 能）。生後 2 か月まで。双子可。 母子別室可。他院出産受け入れ可。
zeroplace	浦添市牧港 1339 2 階	050-1751- 9461		○	○	月～土。1 歳未満。 助産師、看護師、保育士、心理士常駐
エナ・助産所	南風原町津 嘉山 836-10 2 階	090-1347- 0341		○	○	月～土。1 歳未満。双子可。 申し込みは公式 LINE にて。
母乳育児相談室 春	南城市佐敷 新開 1-226	090-5740- 1411		○		（午前・午後 OK）：月・水・金 （午前のみ）：火・木・土 理学療法士、看護師常駐。

※訪問型は利用時にご連絡します。

利用者の自己負担額

利用料（自己負担額） サービス時に提供される食事代は別途自己負担となります。

事業の種類	世帯の区分	自己負担額 (1回～5回まで)	自己負担額 (6回～7回まで)
短期入所型	課税世帯	500円	3,000円
	非課税世帯	0円	0円
	生活保護世帯	0円	0円
通所型 (3時間利用)	課税世帯	0円	1,000円
	非課税世帯	0円	0円
	生活保護世帯	0円	0円
通所型 (6時間利用)	課税世帯	0円	2,000円
	非課税世帯	0円	0円
	生活保護世帯	0円	0円
訪問型	課税世帯	0円	1,200円
	非課税世帯	0円	0円
	生活保護世帯	0円	0円

※町民税課税世帯は、1回～5回までの利用について、利用料減免が適用されます。

※町民税非課税世帯・生活保護世帯は、利用料が減免になる場合があります。

(非課税証明書や生活保護を受給していることを証明する書類が必要となる場合があります。)

※ショートステイ、デイケア、アウトリーチいずれも利用時間を短縮されても料金は変わりません

必要な持ち物

・西原町産後ケア事業利用決定通知書兼利用券・子育て応援プラン

・母子健康手帳・健康保険被保険者証・お母さんと赤ちゃんの衣類・オムツ・おしりふき

・ミルクまたは離乳食・哺乳瓶・フェイスタオル 短期入所は、きがえ、洗面用具、バスタオル等

必要な持ち物の詳細については、予約時にご確認ください。

お問い合わせ先

西原町役場こども家庭センター（こども課母子保健係）

☎ 098-945-5311 （内線 2710、2711、2712）



受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日除く）